

令和 8 年度 仙台市こども食堂認証事業

仙台市では、こどもの地域における健やかな育ちを応援するため、社会福祉法人仙台市社会福祉協議会と連携し、こどもたちの身近な地域の居場所として食事の提供などを行う、いわゆる「こども食堂」に対する支援を行っております。

その一環として、こども食堂を実施する団体の活動を促進するため、こども食堂認証事業を行っています。認証を受けた団体については、仙台市社会福祉協議会のホームページで活動の周知を行うほか、仙台市内の市民センターを利用する際に、使用料が減免されます。

※「令和 8 年度 仙台市こども食堂助成金」を申請している団体は当事業の対象外となります。

<対象団体>

以下の（１）～（１０）の要件をすべて満たす団体が対象となります。

- （１）仙台市内で活動する団体であること
- （２）定款・会則等を備えていること
- （３）組織の代表者が明確であること
- （４）活動状況について明確に把握し報告できること
- （５）政治、宗教、営利活動を行う団体でないこと
- （６）団体の活動内容が公序良俗に反しないこと
- （７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体でないこと
- （８）年 2 回の連絡会「こども食堂関係機関ネットワーク会議」に参加可能な団体であること
- （９）ホームページやリーフレット等の各種広報媒体で団体名等を公表できること
- （１０）仙台市こども食堂実施報告書を期限までに提出できること
- （１１）仙台市のこども食堂助成金を受けている団体でないこと



（裏面に続く）

<対象事業>

以下の（１）～（９）の要件をすべて満たす事業を行っている団体が対象となります。

- （１）仙台市内で実施されること
- （２）主な利用者は18歳未満の地域のこどもであること
- （３）会食の開催1回あたり5名以上のこどもの参加または配食の開催1回あたり5名以上のこどもの利用が見込めること
- （４）原則、2か月に1回以上、会食または配食を開催し、1年以上の継続的な活動を見込むことに加えて、会食の場合は1回あたり2時間以上開催すること
- （５）会食の開催時においては、常駐できる責任者及び活動の補助等ができるスタッフを各1名以上配置し、宿題等の自主学習の支援、地域住民やこども同士の交流・遊び体験などこどもの居場所づくり活動を行うこと
- （６）配食の開催時においては、常駐できる責任者及び活動の補助等ができるスタッフを各1名以上配置すると共に、1回あたり2時間以上、会食の開催時に準じる居場所づくり活動を行うこと
- （７）こどもの様子を見守り、必要に応じて各種支援機関（区保健福祉センター、学校、のびすく、児童相談所などの行政機関のほか、NPO法人や地域団体など、こどもの健全育成や子育てをする方を支援する機関）と連携をとること
- （８）利用料を徴収しないこと。ただし、食事の提供等の実費については徴収することができるが、低廉な料金に限ること
- （９）食品衛生上の責任者をおき、実施にあたっては安全に食事を調理し、提供を行うこと
食品衛生法に基づく営業許可を受けていない場合は、仙台市福祉食事サービス事業に関する食品衛生指導要領（平成12年1月26日健康福祉局長決裁）に基づき、所管する保健所（各区衛生課）へ「福祉食事サービス事業開始届」を提出すること。
- （10）新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染防止対策を講じること
- （11）その他この要綱の趣旨に沿った活動を行うこと

<申請方法>

令和8年2月16日（月）より令和8年度分の申請を受付します。

仙台市こども若者政策課（下記連絡先）へ申請書類を直接持参または郵送してください。

※直接持参される場合は事前に下記連絡先までご連絡ください。

※申請書類は仙台市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/kate/boshu/kodomoshokudoninshor8.html> 仙台市ホームページはこちらから



<結果の通知>

申請のあった日からおおむね2～3週間程度で仙台市こども若者政策課より結果を通知します。

※令和7年度内に令和8年度分について申請のあったものについては、令和8年4月1日以降結果通知を送付します。

<実施報告書の提出>

認証を受けた団体は、その年度の事業終了後30日を経過した日（または、認証期間の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日）までに、実施報告書を仙台市こども若者政策課へご提出ください。

<申請についての問合せ先>

仙台市こども若者政策課

青葉区上杉1丁目5-12 仙台市役所上杉分庁舎9階

電話 022-214-8687

<市民センター使用料の減免についての問合せ先>

ご利用の各市民センターへ